

たたき上げ病院事務長 奮闘記!!

連載 第5回 未収金回収で奮闘

私が前職で未収金回収の担当になったのは2006年で、未収金対策を強化した年です。当初数千万円超あった未収金は、私が転職する時には数百万円になるまで回収できていました。

未収金を回収していくなかで、残念ながら訴訟に発展した事例がいくつかあります。今回は、その訴訟の有効性と問題点を交えながら、私が奮闘した事例をいくつか取り上げます。

医療費未払いについて、民事訴訟

別表は、私が担当した主な未収金回収事例です。2例の「少額訴訟」は、結果的には完済されました。訴状が届いたことにより一気に支払いに進んだ好事例でした。

「支払督促」になった3例は悪質で、私が前職在職中に完済されなかった事例です。今回はこの3例を紹介します。

支払督促の流れ

事例を紹介する前に、支払督促は別図の

ような流れで申立てなどを行います。支払督促とは、診療費や損害賠償金などの支払いをしない相手方に、簡易裁判所を通じて支払いを督促してもらう手続きです。支払督促は裁判所に行かなくても申立書を郵送したり、あるいはオンラインによる申立てで利用できる便利な手続きです。

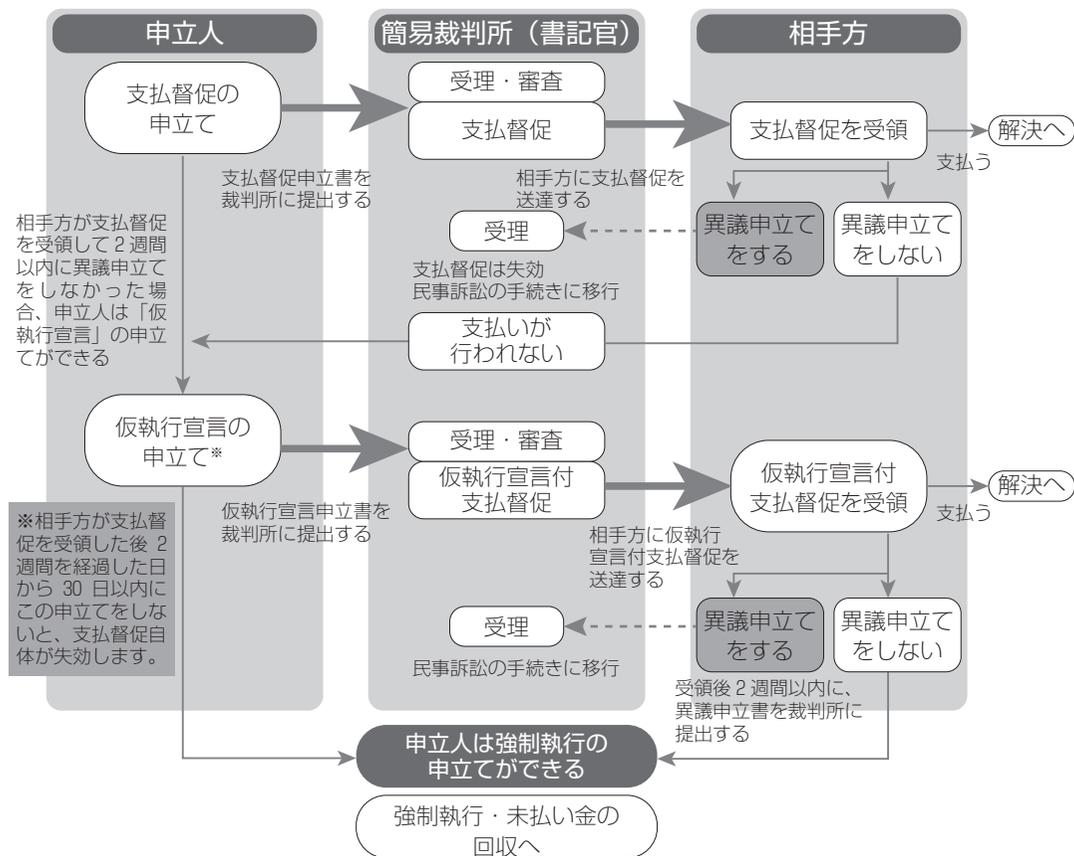
民事訴訟になった事例

ここから「支払督促」になった悪質な3例（Case I～Case III）を紹介していきます。

別表 私が担当した主な訴訟

発生年月	年齢	性別	未収金額	対応	結果
2008年4月～5月	61歳	男性	140,000	少額訴訟	和解成立。毎月20,000円支払い。その後完済。
2009年5月～8月	87歳	女性	99,261	少額訴訟	和解成立。毎月5,000円支払い。その後完済。
1999年3月～2010年8月	88歳	女性	1,518,187	支払督促	Case Iとして事例紹介
2011年8月～2012年3月	93歳	女性	800,051	支払督促	Case IIとして事例紹介
2012年9月	35歳	男性	20,430	支払督促	Case IIIとして事例紹介

別図 支払督促の流れ（政府広報オンラインより引用）



—Case I— 最初から訴訟をしたほうが早かったと思われるケース

	1999年3月～2010年8月、女性（88歳）、1,518,187円（未収金）
経緯	2005年10月から介護保険の居住費・食費の徴収が開始され負担額が増加。娘夫婦と同居のため、居住費・食費が基準最高額となる。同時期に、娘夫婦の飲食店の不況、家族の入院が続き、支払いが困難となる。そのため世帯分離を行い、限度額認定証を申請して居住費・食費の負担を減らす。その後、重度心身障害者医療費助成金の活用と本人窓口負担を少なくするため、介護病棟から医療病棟へ移動。本人の年金で支払うこととしたが、その後も支払い遅延、未払いが続き、退院時の未払い額は2,026,187円となる。 その後、娘と面談を行い、毎月30,000円と余裕のある月はプラスして支払うことを旨約した。しかし、2012年4月を最後に全く入金がなくなったため（未収金額1,518,187円）、同年8月に連帯保証人である娘夫婦に対し支払督促の申立てを行った（患者本人は2010年8月に逝去）。娘夫婦より異議申立てがあったので訴訟へと移行した。
訴訟内容	未収金額が140万円以上のため、連帯保証人である娘夫婦を相手に熊本地方裁判所に支払督促の申し立てを行った。娘夫婦より異議申立てがあったため訴訟に移行。2012年11月、口頭弁論に出頭することになった。 しかし、熊本地方裁判所管轄になったため、原告の代理人を立てることができず（理事長が原告だが、当日は諸事情により出頭できない）、事前に被告らと面談し、和解することに合意したため、口頭弁論では和解内容を読み上げ、法的な和解が成立した。支払いに遅延はあるが支払いは進んでおり、私が退職する2016年時点での未収金額は394,000円であった。
問題・課題	支払督促から訴訟に移行したので、最初から訴訟をしたほうが早かったと思われる。

—Case II— 連帯保証人の選任が重要だと思われたケース

	2011年8月～2012年3月、女性（93歳）、800,051円（未収金）
経緯	<p>入院中に一度も支払いがなく、再三にわたり支払いを催促。自宅を訪問するも支払わず、悪質と判断。いろいろな約束をするが一度も守られない。ほかに借金があり、全く支払いが進まない。これ以上、未払い金が増えるのを防ぐために、地域包括支援センターの協力を得て居宅サービス等を利用することになり、自宅退院となった。</p> <p>その後も再三にわたり支払催促をするも入金がないため、本人および連帯保証人である娘に対し、2012年5月に支払督促の申立てを行った。患者本人および娘より異議申立てがあったので訴訟へと移行した。</p>
訴訟内容	<p>患者本人および連帯保証人である娘に対し（もう一人の連帯保証人である息子は大阪在住のため申立てはしていない）、2012年5月、熊本簡易裁判所に支払督促の申立てを行った。異議申立てが出たため、訴訟へと移行した。</p> <p>2012年6月に第1回調停期日呼出、第1回口頭弁論、7月に第2回口頭弁論へ申立人代理人として事務長が出頭。支払い額・方法等について調停成立。入院中は一度も支払われなかった入院費用は7月から支払いが開始される。</p> <p>しかし、翌年2月を最後に支払いがストップ（未収金額590,000円）。連絡はとれるが、支払う意思はない。強制執行の方向で裁判所に相談するが、本人の唯一の財産である年金は、法的に差し押さえ禁止。娘も仕事をしておらず、給与差し押さえもできない。本人、娘名義の財産等は確認できていない。娘の夫は公務員だが、連帯保証人ではないため法的に対応することは困難である。裁判所へ継続相談したが支払いは進まなかった。</p>
問題・課題	<p>連帯保証人は、可能であれば県内在住の人（異議申立てが出れば債務者の住所を管轄する裁判所に申し立てるため、裁判の際はそこまで行く必要がある）を立てる。強制執行の場合、相手の財産が分からなければ、債権の回収はできない。</p>

—Case III— 相手方が行方不明のケース

	2012年9月、男性（35歳）、20,430円（未収金）
経緯	<p>自費（無保険）にて外来受診。確約書にて全額支払うことを約束するも、連絡がつかない。内容証明郵便および電話を何度しても反応がないため悪質と判断。2013年4月、支払督促の申立てを行うことにした。</p>
訴訟内容	<p>2013年4月、支払督促の申立てを行ったが、支払督促正本の送達不能の通知が送られてきたため、休日指定の再送達申請を行った。結局、本人は支払督促発布日より以前に転居していたため、転居先へ送達された。手続きの変更が生じ、転居調査報告書（今回は住民票を取得）および申立書の本人住所を新しい住所に修正する更正処分申立てを行った。</p> <p>本人の異議申立て・連絡は全くないため、更正処分申立と同時に仮執行宣言を行った。その後も何の反応もないため、給与差し押さえ等の強制執行を行う予定である。</p>
問題・課題	<p>通常の訴訟であれば、相手方が行方不明の場合でも、その資料を提出して裁判所に申し立て、裁判所の掲示板に2週間訴状を掲示してもらうことで、訴状が相手に届いたものとして扱われる。これを公示送達という。</p> <p>しかし、支払督促では、この公示送達手続きを利用して、支払督促を相手に送ることは認められていない。そのため、行方不明の相手方に対しては、支払督促の手続きを利用することはできない。</p>

まとめ

以上の事例は、私が前職を退職するまでの経緯であり、現在の状況を確認できていない中途半端な内容になりますが、少額訴

訟や支払督促を行うことで、窓口未収金の支払いを進める有効な手段の一つということには変わりません。

また、未収金回収を専門家に依頼せず、私が行ったのは次のような理由からです。

一番外編一 あきらめずに対応したことが完済につながったケース

	2011年～2014年、女性（60歳代）、200万円超（未収金）
経緯	<p>入院患者は夫と30代の息子2人のアパート4人暮らし。夫は自営業を営んでいたが体調を崩し廃業、入院や通院を繰り返すような健康状態であった。息子2人が日雇い等で生計を立てていたが、生活は厳しい状態であった。</p> <p>そのような状況から過労が重なったのか、妻が入院。私がこの患者の未収金回収を担当した時点では、入院からすでに2年以上が経過しており、200万円以上の未収金があった。患者は国民健康保険だったので、保険が切れないように病院が立て替えをして手続きを継続して行った。また、支払いを少なくするため、限度額認定や重度心身障害者医療費助成金、障害年金を活用することにした。</p>
対応内容	<p>しかし、ここからのハードルがとて高く、越えるのに時間がかかってしまった。行政に公費補助申請の手続きをしたが、公費補助を受けるには、確定申告等（課税または非課税の報告がなされている）がなされていることが必要だということが分かった。</p> <p>この家族の確定申告状況を行政に調べてもらったところ、3年間、世帯の申告が行われていないことが分かり、申請は受理されなかった。自宅を訪問して確定申告に行くようお願いしたが、いろいろと理由をつけて手続きに行ってくれず、全く進まない状態だった。</p> <p>また、確定申告には収入を証明する源泉徴収票等が必要だが、息子2人は日雇いのため源泉徴収票や給与明細も保管しておらず、以前に勤めていた会社に問い合わせるも、喧嘩をして解雇された事情から断固発行しないと拒否された。それでも収入を証明するものがないと先に進まないため、その会社を翌朝5時に訪問。私は後に引けなくなり、粘った結果、根負けしたのか嫌々ながらも最後に支払った給与明細1枚のみを発行してくれた。</p> <p>しかし、1カ月の給与明細では年間の収入や課税・非課税を証明するものにはならない。ダメもとで息子を連れて税務署に出向き事情を説明しお願いした結果、最後に発行された給与明細×12カ月で3年間の確定申告を完了させることができた。結果は非課税世帯だった。</p> <p>また、重度心身障害者医療費助成金をさかのぼって受けるには、初診からの診療内容・経緯が必要なため、当院を受診する前までの2医療機関に依頼し、診断書および診療情報提供書等を作成してもらった。こちらも手続きが完了し、入院から2年を超え時効が成立している分以外は、さかのぼって公費が支給された。</p> <p>患者は手続きが完了するのを待っていてくれたのか、それから数カ月後に逝去された。未収金は全額完済し、公費の残金もお渡しすることができた。</p>
その他	この事例は皆が「未収金回収はできる！」と確信し、私も自信を持った事例だった。

- ・職員の意識改革（未収金を発生させると大変。皆が出さないように気をつける）
 - ・皆の労働を無駄にしない（少額でも悪質であれば、最後まで対応する）
- 未収金が発生してからの対応は、かなりの労力を必要とします。そのため、未収金が発生しないように、病院全体で取り組む

ことが重要です。

番外編

前職で、私が異動になってすぐに未収金対応をした事例です。訴訟にはなりませんでしたが、あきらめずに奮闘したことで完済されました。